

令和6年10月吉日

## 未利用口座管理手数料のご案内（再周知）

紀北信用金庫は、長期間ご利用のない口座の不正利用を防止する観点から、令和5年1月1日より未利用口座管理手数料制度を開始しており、令和7年1月1日以降につきましては手数料を頂く場合が発生しますので、再度お知らせします。

対象となるお客様には、費用をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の概要

対象口座 : 普通預金口座（総合・決済用口座を含む）・貯蓄預金口座のうち、最終のご利用（お預入れまたはお引出し等）日から2年を経過したもの  
※最終のご利用が令和4年12月31日以前の口座は、令和5年1月1日を起算日として2年間の期間判定を行います。

手数料金額 : 年間1,320円（税込）

ただし、以下の場合は対象となりません。

- ① 当該口座の残高が1万円以上である場合
- ② お取引店において、定期性預金、国債、出資金、保険契約（共同募集分は含まれません。）等がある場合
- ③ お借入れがある場合（カードローン契約があり利用が無い場合も含みます。）

#### 2. 未利用口座となった場合の取扱い

- ・令和7年1月1日以降、対象口座をお持ちのお客様宛に「ご案内」を送付いたします。
- ・「ご案内」から3か月経過後もご利用またはご解約がない場合は、未利用口座管理手数料を毎年1回、当金庫所定の方法にて口座から引落しいたします。  
注）「ご案内」送付後3ヶ月以内に入出金等のご利用、またはご解約された場合、未利用口座管理手数料は発生いたしません。
- ・未利用口座管理手数料を引落しの際、残高不足により本手数料の引落しができなかった場合は預金残高全額を引落しし、当該口座を自動的に解約いたします。
- ・未利用口座管理手数料の返却はいたしません。また、解約となった口座の再利用はできませんのであらかじめご了承ください。

以上